

野田市会計事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月28日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 5 2 号

野田市会計事務規則の一部を改正する規則

野田市会計事務規則（平成 2 5 年野田市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 8 条中第 6 項を削り、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 前 2 項の規定にかかわらず、正当な債権者から提出された請求書であることが確認できる場合は、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。